

市長提出議案



今定例会では、四十四件の議案が提案されました。主な概要は次のとおりです。

条例

▽川越市意見公募手続条例を定めることについて

市が基本的な計画や条例、規則等を定める場合に、事前これら案を公表し、市民から意見を求める意見公募手続に必要事項を定めるため、本条例を制定したものです。

主な内容は、意見公募手続の対象となる施策等、意見を提出できる者、提出された意見の取扱い等を規定するものです。なお、施行期日は平成十九年七月一日とするものです。

請負契約

▽仮称東部地域ふれあいセンター（南古谷）新築工事

請負契約について

東部地域のコミュニティ、文化活動の拠点施設を整備し、市民の地域活動促進を図るため、次のとおり、施設の新築工事を行うものです。

- 契約の方法 一般競争入札
- 契約の金額 二億一千六百九万円

議決結果一覧

- ◆川越市意見公募手続条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市副市長定数条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関することについて - 原案可決 -
- ◆地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市職員退職手当条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例及び非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市介護保険給付準備基金条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市感染症診査協議会条例の一部を改正する等の条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市自転車競走実施条例の廃止等に関する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市道路占用料条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市市営住宅条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市市民体育館条例を廃止する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市公民館設置条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆川越市立学校設置条例及び川越市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆包括外部監査契約について - 原案可決 -
- ◆川越地区消防組合同規約の変更について - 原案可決 -
- ◆仮称東部地域ふれあいセンター（南古谷）新築工事請負契約について - 原案可決 -
- ◆平成18年度川越市一般会計補正予算ほか特別会計補正予算（8会計） - 原案可決 -
- ◆平成19年度川越市一般会計予算ほか特別会計予算（10会計） - 原案可決 -
- ◆助役の選任につき同意を求めることについて - 同意 -
- ◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて（2件） - 同意 -

○契約の相手方 川木建設株式会社

○工期 本契約締結の日から平成二十年二月十五日まで

○工事場所 川越市大字並木四百五十二番地一



予算

▽平成十九年度川越市一般会計

○会計予算ほか特別会計予算（十会計）
平成十九年度一般会計予算の総額は九百二十七億五千万円、特別会計十会計の予算額は合計で八百五億三千二百万四千円、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は一千七百三十二億八千二百一十万円になります。
なお、昨年度に比べ、一般会計で五・八％（五十一億二千万円）の増、特別会計十会計の合計で〇・七％（五億七千六百六十二万八千円）の増

人事

全体の予算では三・四％（五十六億九千六百六十二万八千円）の増となっています。

▽助役の選任につき同意を求めらるることについて

細田 照文
森 正弘
岸田 忠利
（敬称略）

▽人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

請願



▽ 土地区画整理事業区域での総合設計制度適用除外を求める請願書 — 採択 —

平成十八年第五回定例会に提出された請願で、趣旨は一月二十五日発行の市議会だよりに掲載されております。

▽ 日豪EPA・FTA交渉に関する請願書 — 採択 —

今定例会に提出された請願で、趣旨は次のとおりです。

日豪EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）交渉において、日本の農業、農産物に多大な影響を与えることから、特に米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目については、交渉から除外することなどを政府に求めるため、意見書の提出を求めた請願です。

特別委員会



議会の議決により設置された二つの特別委員会から、今定例会第二日（二月二十三日）に委員長報告が行われ、審議の結果、委員長の報告どおり「可決」することに決定し、調査を終了しました。報告の要旨はそれぞれ次のとおりです。

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる川越駅西口周辺整備対策特別委員会

一、地域振興ふれあい拠点施設の建設について及び二、

公共スペースについて

(1) 市民活動支援センターに

イ 地場産業支援及び観光

振興の立場から、市独自のコーナーを設けること。
ウ 子育て支援・高齢者健康増進機能を設けること。
エ 共用スペースは、利用者が快適空間と思えるゆとり空間の確保に努めること。

(2) ホールについて

ア ホールについては、既存の市民会館の将来を見据えた代替施設として位置づけ、劇場型ホールとすること。
イ 劇場型ホールの設置については、県に応分の負担を求めること。

(3) 南公民館について

ア 南公民館については、機能的に現有面積を下まわらないこと。

(4) その他

ア 市民に親しまれる利用率の高い施設機能を導入すること。
イ 高齢者及び障害者によさしい施設を目指し、バリアフリーやユニバーサルデザインを十分に考慮すること。

ウ 施設配分については、利用者の利便性を十分考

慮すること。
エ 福祉センター、図書館の機能を県に要求すること。
なお、付帯意見として
駐車場については、施設導入に見合った駐車スペースを十分確保し、車の流れ等考慮し設置すること。

三、区画整理について

(1) 川越駅西口第二工区土地区画整理事業については、事業完了を迎えるが、今後は当該事業地内の地域振興ふれあい拠点施設用地について、より一層の確保に努めること。

(2) (仮)川越駅西口第三工区土地区画整理事業地内の都市計画道路川越所沢線の整備については、国道一六号までの早期完成を視野に入れ、実現可能な箇所から着手するなど事業推進を図ること。

(3) 川越駅西口第一工区土地区画整理事業地内の市有地については、財政的な見地から効果的かつ有効に活用すること。

四、交通問題について

(1) 西武新宿線連続立体化に

五、環境対策について

(1) 環境対策については、事業者が建設等に係る関係法令及び県・市の条例等を遵守して建設すること。

(2) 施設建設にあたり、自然エネルギーの活用など環境負荷の少ない施設とすること。また、屋上・壁面緑化など市の環境施策を尊重した施設とすること。

(3) 建設工事については、事業地周辺住民と事前に十分協議をすること。

六、その他

地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題で次の

については、市の重要な課題として位置づけ、県及び関係民間事業者と定期的に協議し、交通政策審議会に諮られるよう努力すること。

(2) ボトルネック踏切については、各鉄道事業者と協議し、早期に解消を図ること。

(3) 外周道路については、早期に整備すること。

(4) 周辺道路については、可能な限り拡幅するなど整備を推進すること。

(5) 交通の安全と円滑化を確保すること。